



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社小田原エンジニアリング
代表者名 代表取締役社長 宮 脇 伸 郎
(JASDAQ・コード 6149)

問合せ先

役職・氏名 取締役管理部長 石 塚 立 身
電話 0465-83-1122

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 37 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社は、平成 28 年 2 月 10 日付で開示しております「株式会社小田原エンジニアリングによるローヤル電機株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式交換により平成 28 年 6 月 1 日（予定）を効力発生日としてローヤル電機株式会社を完全子会社化するのに伴い、現行定款第 2 条に、その事業目的を追加するものであります。
- (2) 会社法第 370 条との整合性を図り、条文の内容を明確化するために、現行定款第 25 条を一部変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条及び第 38 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 29 条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 <条文省略> 1 ～ 2 <条文省略> <新設> <新設> <新設>	(目的) 第 2 条 <現行どおり> 1 ～ 2 <現行どおり> 3 <u>電気機械器具の製造ならびに売買</u> 4 <u>送風機、モーター、減速機、照明器具関連機械の製作、売買ならびに賃貸借</u> 5 <u>ユニットバス、キッチン、トイレ用換気扇等住宅設備機器の製造ならびに売買</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><u>3</u> 前各号にかかわる輸出入業務 <新設></p> <p><新設></p> <p><u>4～5</u> <条文省略></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 <条文省略></p> <p>2 当社は、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役責任免除)</p> <p>第38条 <条文省略></p> <p>2 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p><u>6</u> <u>介護用品および介護機器の製造ならびに売買</u></p> <p><u>7</u> <u>自動車用品、自動車用附属品の製造ならびに売買</u></p> <p><u>8</u> <u>各種換気装置、換気装置附属品の製造、売買ならびに設置</u></p> <p><u>9</u> <u>輸送運搬機用品および同附属品の製造ならびに売買</u></p> <p><u>10</u> 前各号にかかわる輸出入業務</p> <p><u>11</u> <u>前2～8号に掲げる物品のリース、レンタルおよび仲介</u></p> <p><u>12</u> <u>有価証券の売買、保有および投資</u></p> <p><u>13～14</u> <現行どおり></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、<u>議決に加わることのできる</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 <現行どおり></p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役責任免除)</p> <p>第38条 <現行どおり></p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成28年3月30日(予定)
平成28年3月30日(予定)

以上